第11節　販売取扱所（危令第18条）

１　規制の範囲

販売取扱所は、建築物内に設けた危険物を販売する区画室（配合室を含む。）をもって一許可単位とする。

なお、離れて設置された区画室をあわせて一許可単位とすることはできない。

２　第１種販売取扱所（第１項）

⑴　位置は、原則として道路に面している場所に設けるよう指導すること。◆

⑵　建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危令第18条第１項第３号に規定する壁の構造に準じたものとするよう指導すること。◆

⑶　危令第18条第１項第３号ただし書きの規定による隔壁（以下「他用途部分との隔壁」という。）に出入口を設ける場合は、自動閉鎖式特定防火設備とすること。◆

⑷　他用途部分との隔壁には、必要最小限の監視用の窓（はめ殺しの網入りガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの。）を設けることができること。（S.51.7.12 消防危第23-３号通知）

⑸　販売取扱所に雨よけ又は日よけ（非建築物）を設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすることができる。◆

⑹　販売取扱所内に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次によること。（第１１－１図参照）

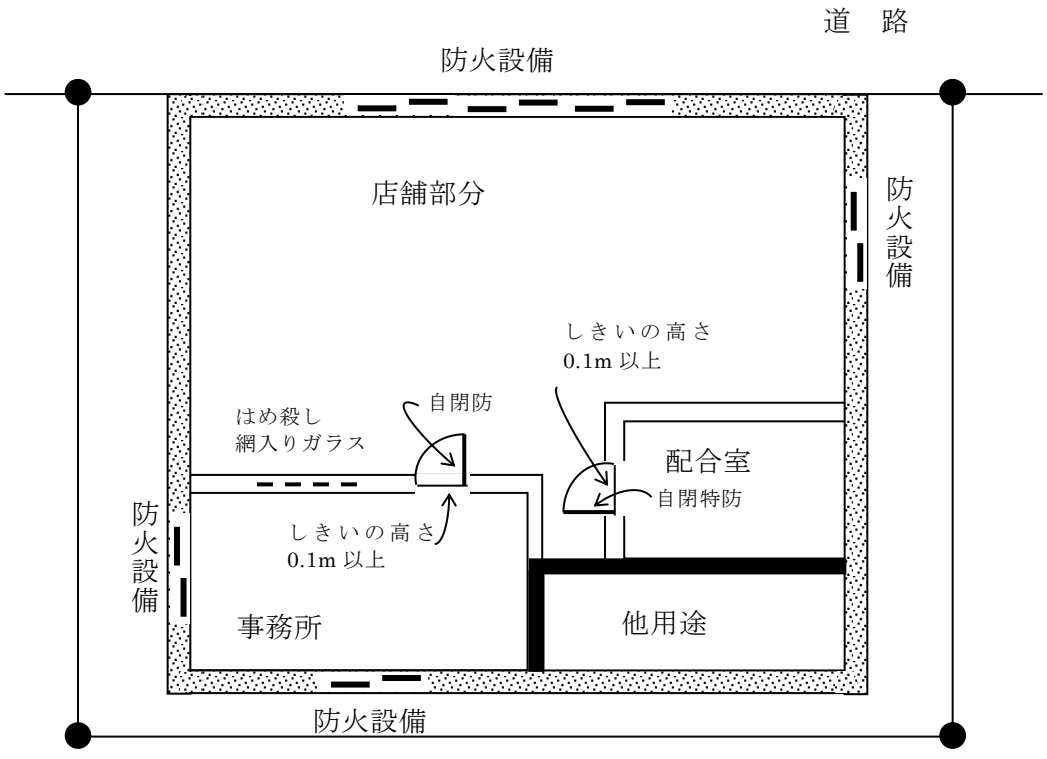
ア　耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画すること。

イ　出入口は、自動閉鎖の防火設備を設けること。◆

ウ　出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

エ　店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、はめ殺し（▰）の網入りガラスとすること。

オ　出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とすること。◆



第１１－１図　事務室の設置例

⑺　配合室の床の構造については、第１節「製造所」６⑼及び⑽の例によること。

⑻　配合室の換気設備として、危令第18条第１項第９号に規定する「屋根上に排出する設備」は、動力換気とすること。

⑼　危険物を取扱う設備は、容易に転倒しないような措置を講じること。◆

⑽　危険物を収納する架台は、第３節「屋内貯蔵所」11によること。◆

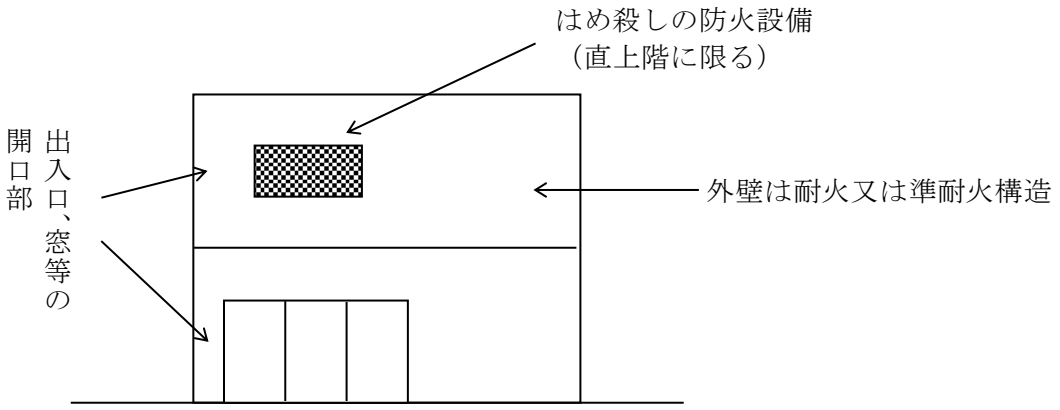
３　第２種販売取扱所（第２項）

第２種販売取扱所の基準は、前記１（⑶は除く。）によるほか、次によること。

⑴　上階への延焼を防止するための措置（第２号）

次のア及びイに示す構造の場合は、危令第18条第２項第２号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」が講じられたとみなすことができるものであること。

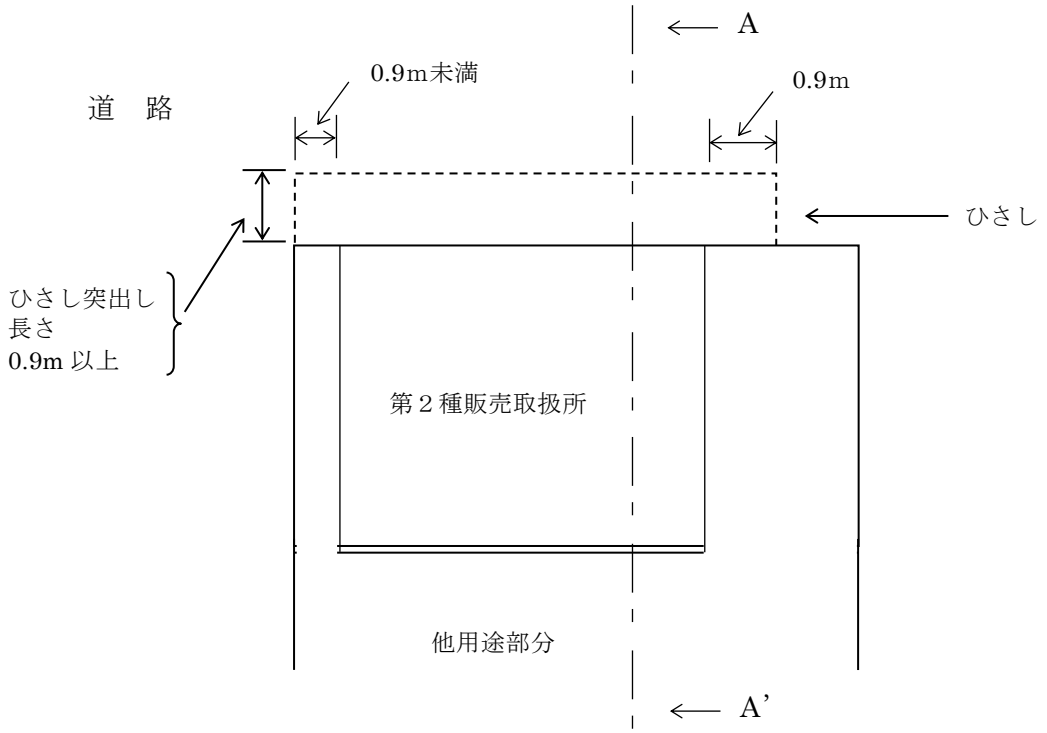
ア　上階の外壁が準耐火構造又は耐火構造であり、かつ、販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部にはめ殺しの防火設備を設けた場合（第１１－２図参照）（S.48.8.2 消防予第121号通知参考）



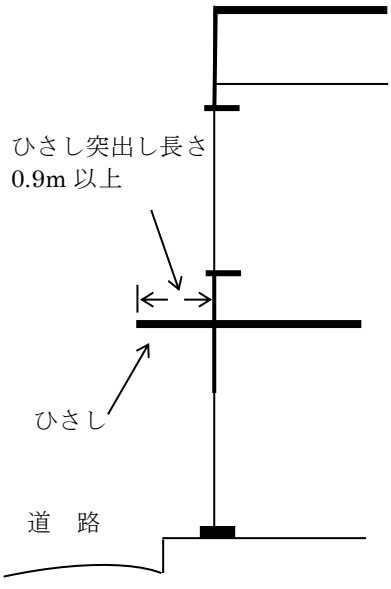
第１１－２図

イ　販売取扱所の開口部に面する側の外壁と２階外壁との中間に、長さ0.9m以上の耐火構造のひさしを当該外壁全面に渡り設ける場合

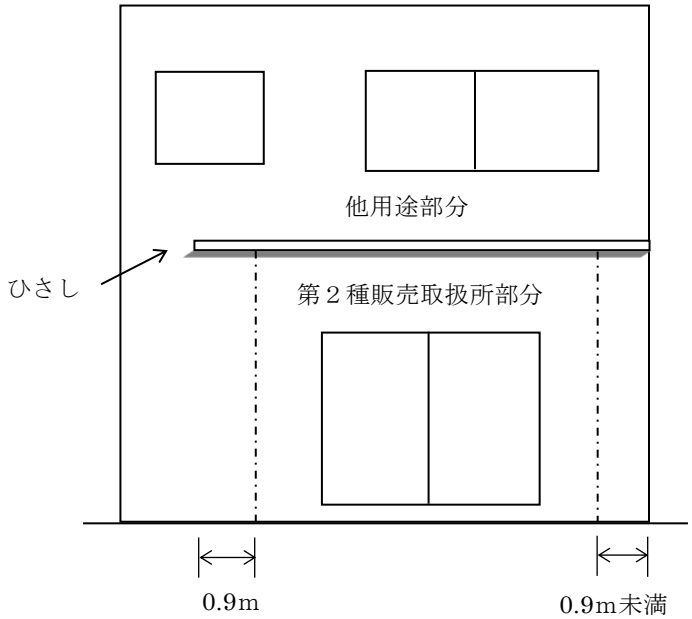
なお、当該外壁の１階部分に販売取扱所以外の部分を有する場合にあっては、販売取扱所の用に供する部分全てを包含し、かつ、販売取扱所以外の部分側に他用途部分との隔壁から0.9m以上（販売取扱所以外の部分が他用途部分との隔壁から外壁の端まで0.9m未満の場合は外壁の端まで）に渡りひさしを設けること。（第11-３図参照）（S.46.7.27 消防予第106号通知参考）



平　面　図



短　計　図（A－A’）



正　面　立　面　図

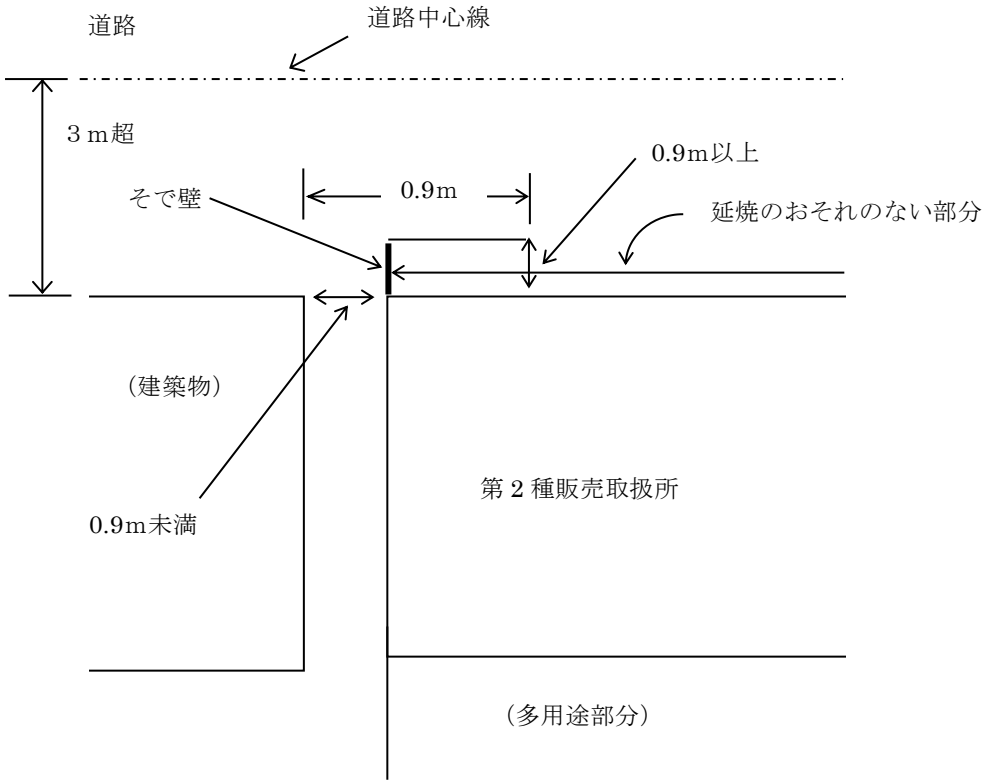
第１１－３図

⑵　延焼のおそれのない部分

危令第18条第２項第３号に規定する「延焼のおそれのない部分」は、隣地境界線（隣地に設置されているものが防火上有効な公園、広場、川等の空地又は水面その他これらに類するものは除く。）又は道路中心線から３ｍ以内にない部分で、次に示す部分とすること。

ア　販売取扱所に近接する建築物との間隔が、0.9m以上の部分（S.46.7.27 消防予第106号通知参考）

イ　販売取扱所の前面外壁部分の側端に0.9m以上の長さで、屋根（上階がある場合にあっては上階の床又はひさし）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分（第11－４図参照）（S.48.8.2 消防予第121号通知参考）



第11－４図　平面図

⑶　延焼のおそれのある壁又はその部分

危令第18条第２項第４号に規定する「延焼のおそれのある壁又はその部分」は、「延焼のおそれのない部分」を除く部分で、次のいずれかに該当する部分とする。

ア　隣地境界線（隣地に設置されているものが防火上有効な公園、広場、川等の空地又は水面その他これらに類するものは除く。）又は道路中心線から３ｍ以内にある部分。

イ　販売取扱所に近接する建築物との間隔が、0.9m未満の部分。

4　販売取扱所での危険物取扱いについて★

危令第27条第６項第２号ロに規定する「配合」には、小分け及び詰替え行為は含まれず、計り売り等、容器に指定数量以上の危険物の小分け行為を行い販売する行為は、一般取扱所としての許可を要する。(S.40.4.15 自消丙予発第71号)

5　不必要な物件について（危令第 24 条第４号）★

不必要な物件の考え方については、第１節「製造所」24 によること。